

令和5年度 県内市町村における住宅関連助成制度等一覧(R5.4.1現在)

※この一覧表がすべての内容を網羅できている訳ではございません。必ず各市町村担当課へお問い合わせの上、詳細等ご確認頂きますようお願い致します。

また、助成区分は、その事業の代表的な区分で表示しているため、1つの事業で複数の区分が含まれている場合がございます。

| 市町村名 | 事業名称 | 制度開始 | 事業概要 | 主な補助対象要件 | 補助上限 | 担当課 | 連絡先(内線) |
|------|--------------------|---------|--|---|--|----------|--------------------------|
| | | | | 要件概要 | | | |
| 水戸市 | 水戸市生垣設置奨励補助金 | H3.4.1 | 歩行者の安全を確保し、緑豊かな住みよい街づくりを推進するため、新たな生垣等の設置に係る費用の助成する。 | 1.水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの(国又は公共団体の設置するものを除く)。 2.公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの(道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る)。 3.樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの。 4.ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね60センチメートル以下であるもの。 その他 | 生垣設置及び塀等撤去に要する費用の2分の1の額で各上限有り 生垣設置：15万円。ただし1メートルあたり5千円 塀等撤去：9万円。ただし1メートルあたり3千円 | 公園緑地課 | 029-232-9214 |
| 日立市 | 日立市危険ブロック塀等改善事業補助金 | R2.6.20 | 地震発生時におけるブロック塀等の安全を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため、危険なブロック塀等の除却工事及び軽量フェンス・生垣の設置工事を行う方に対し、費用の一部を補助する。 | 1.次のすべての要件を満たすブロック塀等 (1)小・中学校の通学路や緊急輸送道路に面しているもの (2)道路面からの高さが60センチメートルを超えるもの (3)市が実施する事前調査において危険と判定されたもの 2.対象者は、危険ブロック塀等の所有者又は管理者とし、以下の方は対象外 (1)市税、国民健康保険料等を滞納している方 (2)土地又は建物の販売を目的としている方 (3)すでに同様の補助金の交付を受けている方 | 20万円 | 建築指導課 | 0294-22-3111 (内線428) |
| 土浦市 | 土浦市生垣設置奨励補助金交付事業 | H5.7.1 | 市内の居住を目的とした建物の敷地内に、新たに生垣の設置、又は、既存のブロック塀等を撤去して生垣に改造する等、生垣設置に係る費用の助成する。 | 1.市内の居住を目的とした建物の敷地に設置されるもの。 2.道路に面するもので総延長が5メートル以上であるもの。 3.樹木の高さが概ね60センチメートル以上で、延長1メートルにつき2本以上植栽されるもの。 4.国もしくは地方公共団体の所有、または管理に属しない土地に設置されるもの。 その他 | 設置に要する経費(既存ブロック塀等の撤去を伴う場合は、その経費を含む。)の2分の1とし、その限度額は、15万円とする。ただし、延長1メートル当たりの補助金の額は、5千円を限度とする。 | 公園・施設管理課 | 029-826-1111 (内線2258) |
| 古河市 | 古河市みなし道路拡幅整備促進事業 | H25.4.1 | 建築基準法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道路等を幅員4メートルの道路にする拡幅整備を促進することにより、良好な居住環境の確保と安全で快適なまちづくりに資することを目的とし、道路後退用地の寄附を前提として、分筆測量費用及び後退用地にある既存塀の撤去費用の一部補助を行う。 | 1.建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる古河市道に接する敷地で、道路後退部分を古河市に寄附した者。 2.原則として、道路後退用地の土地所有者。 | ・測量、分筆登記等に要した費用(20万円を限度) ・既存塀等の撤去費用(20メートルを限度) トタン塀、板塀、フェンス等 5,000円/メートル 生垣等 6,000円/メートル ブロック塀、鉄筋コンクリート塀、石塀 7,000円/メートル ・道路後退に併せて、すみ切(一辺が2メートル×2メートル以上)を寄附していただく場合のすみ切奨励金 市街化区域 1箇所 30,000円 市街化調整区域 1箇所 10,000円 | 建築指導課 | 0280-76-1511 (内線2156) |
| 石岡市 | 石岡市狭あい道路整備事業 | H7.6.1 | 狭あい道路の解消を目的とし、狭あい道路に接する敷地において建築物を建築する場合に、セットバックに係る分筆費と工作物等撤去費の一部を補助する。 | 1.建築基準法第42条第2項の規定による道路とみなされるもの(私有地道路を除く)。 2.後退用地等を市に売却又は寄附するものであること。 3.後退用地等は、狭あい道路と高低が同じかつ平坦であり、電柱等の工作物が無く通行に支障がないものであること。 4.所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、その権利が抹消されることが確実な場合はこの限りでない。 | ・分筆測量補助：分筆費用に係る費用の2分の1以内かつ20万円を上限。 ・工作物撤去補助：市が定める算定基準により算定。当該算出額が40万円を超えたときは、その額と40万円との差額の2分の1の額を40万円に加算した額とする。 | 建築住宅指導課 | 0299-23-1111 (内線7347) |
| 高萩市 | 高萩市狭あい道路拡幅整備促進補助金 | H10.4.1 | 狭あい道路の拡幅を促進し、建築基準法の趣旨徹底を図るとともに住環境の整備に寄与する。 | 都市計画区域内で、後退部分を市道区域へ編入する際の以下の行為 1.既存塀等の撤去をする場合 2.分筆測量を行う場合 | ①塀等の撤去費用：基準により算出した額(上限15万円) ②分筆測量費用：基準により算出した額(上限15万円) | 都市建設課 | 0293-23-7032 (内線229) |

| 市町村名 | 事業名称 | 制度開始 | 事業概要 | 主な補助対象要件 | 補助上限 | 担当課 | 連絡先(内線) |
|--------|-----------------|----------|--|---|---|--------|-------------------------------|
| | | | | 要件概要 | | | |
| 取手市 | 狭あい道路拡幅整備促進補助事業 | S62.4.1 | 道路後退部分の既存塀等の撤去及び再築造費用を補助する。 | 1.道路の拡幅に伴う既存塀等の撤去 2.塀又は土留(高さ50センチメートル未満)又は擁壁(高さ50センチメートル以上)の再築造 | ①5万円 ②10万円又は30万円 | 建築指導課 | 0297-74-2141 (内線3125) |
| つくば市 | 門、塀等撤去補助金交付事業 | H9.10.1 | 道路後退部分の既存塀等の撤去費用を補助する。 | 幅員が1.8メートル以上4メートル未満の道で、その中心線から2メートル後退した線より道の側にある門・塀などを撤去する場合 | 10万円 | 建築指導課 | 029-883-1111 (内線3130、3131) |
| つくば市 | つくば市生け垣設置奨励補助金 | H23.4.20 | 生け垣の設置を奨励することにより、緑化の推進を図り、もって良好な景観形成の推進及び災害に強いまちづくりに寄与することを目的として交付する。 | 1.一戸建ての住宅で幅員4メートル以上の道路(幅員4メートル未満の場合は道路中心線より2メートルのセットバックが必要)と建物敷地との境界に接した部分への生け垣設置であること。 2.生け垣の延長は3メートル以上であること。 3.植栽する樹木の樹高は約90センチメートルであること。 4.樹木の植栽本数は1メートルあたり2本以上であること。 5.敷地境界との接道部に盛土、石垣又は植栽柵(以下「盛土等」という。)を設けその上に生け垣を設置する場合は、盛土等の高さが60センチメートル以下であること。 6.生け垣とフェンスを併用する場合は、次の要件を満たすこと ア 生け垣は、道路側へ設置すること イ フェンスの構造は、地盤面からの高さが1メートル50センチメートル以下の鉄柵、金網等の透視可能なものであること。ただし、高さ60センチメートル以下の基礎部は、この限りでない。 7.交通の支障又は隣地の迷惑とならない生け垣の設置であること。 8.植栽する樹種は、地域の生態系に配慮し、他の樹木や農作物に悪影響を及ぼさないものであること。 | 樹木購入に要した費用の2分の1 かつ 樹木一本当たりの補助額上限1,500円 かつ 補助額合計上限10万円(1,000円未満切捨て) | 公園・施設課 | 029-883-1111 (内線3443) |
| ひたちなか市 | みなし道路助成金 | H6.11.1 | 狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行うに際して既存塀を撤去し、狭あい道路と一体として整備しようとする場合に、市が既存塀の撤去費用を助成することにより狭あい道路の拡幅を促進し、地域環境の整備を図ることを目的とする。 | 敷地の所有者及び既存塀の所有者又はその権原者 | (1)生垣(樹高がおおむね1メートル以上)は、1メートル当たり4,000円(最高限度額50,000円) (2)ブロック塀、石積塀その他は、1平方メートル当たり5,000円(最高限度額70,000円) (3)生垣、ブロック塀、石積塀等が併用混合している場合は、各々の単位で計算し、その合計額の最高限度額は、70,000円 | 建築指導課 | 029-273-0111 (内線1354) |
| ひたちなか市 | 生垣設置助成 | H6.11.1 | 生垣を奨励するため、設置者に対し緑の保存と緑化の推進条例に基づき助成金を交付する。 | 1.設置場所 (1)通学路として指定された沿道 (2)公衆用道路に5メートル以上接する場所 (3)その他市長が特に必要と認める場所 2.設置基準 (1)樹木の高さは、外部から眺望できる部分が90センチメートル以上であること。 (2)樹木の数は、延長1メートル当たり2本以上であること。 (3)生垣の長さは、5メートル以上であること。 (4)生垣を構成している土台の高さは、1メートル以下であること。 | 設置工事費の2分の1以内、5万円を限度に助成金を交付する。 | 公園緑地課 | 029-273-0111 (内線1383、1384) |
| 守谷市 | 生垣設置補助金 | R4.4.1 | 緑豊かな街並みの創出を目指し、新たに生垣を設置する場合に、その設置費用の一部を助成する。 | 生垣植栽費及び生垣の設置を目的とする植栽柵設置するとき。 1.市内の居住を目的とする住宅の敷地に設置する個人の方(分譲又は賃貸目的は除く) 2.新築もしくはブロック塀を撤去し、新しく生垣を設置する方 3.公共道路に面し、その延長が5m以上のもの(道路幅員が4m未満の場合、中心線から2m以上後退させること) 4.敷地面から60cmを超える植栽柵の上に設置しないこと 5.公共道路に面して、60cmを超える塀が設置されていないこと 6.樹木の高さがおおむね1m以上で延長1mにつき2本以上植栽すること | 生垣植栽費及び生垣の設置を目的とする植栽柵設置費用の2分の1 上限15.0万円(1千円未満は切り捨て) | 都市計画課 | 0297-45-1111 (内線243) |
| 東海村 | 東海村生垣設置補助金事業 | H4.4.1 | 新たに生垣を設置する場合、補助金を交付する。 | 1.村内の住宅用地に生垣を設置しようとする個人 2.生垣を設置する場所が公衆用道路もしくは個人の敷地に面し、延長2メートル以上かつ樹高90cm以上であること その他 | 5万円(3000円/メートル) | 環境政策課 | 029-282-1711 |
| 阿見町 | 生垣設置奨励補助事業 | H11.4.1 | うるおいあるまちなみおよび安全な生活環境を確保することを目的とし、生垣の設置に係る費用を助成する。 | ▼対象要件 1.道路に面して設置されるもので総延長が5メートル以上であるもの 2.樹木の高さが1.0メートル以上で、延長1メートルにつき2本以上植栽されるもの 3.その他 | 175,000円 (角地の2辺に設置する場合には35万円) | 都市計画課 | 029-888-1111 (内線231) |